

グリーンリストに関するワーキンググループ（WG） 設置要綱（改定版）

1. 背景及び目的

我が国におけるグリーンファイナンス市場については、2017年頃からグリーンボンドの発行が始まり、近年ではサステナビリティ・リンク・ボンドの発行などを含め、順調に拡大している。環境省では、2017年にグリーンボンドガイドラインを策定したのち、国際的な議論の動向及び国内の各主体による取組の進展等を踏まえ、2020年、2022年に2回の改訂を実施している。また、2023年には、グリーンファイナンスに関する検討会の下に、「グリーンリストに関するワーキンググループ」（以下、WGとする）を設置し、グリーン性の判断基準の明確化及びグリーンプロジェクトの例示リスト（ガイドライン付属書1別表）の改訂を実施した。

今後も我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに発展させていく観点からは、特に新規調達者・分野への裾野拡大が求められ、そのためにはグリーンな資金用途に関するリストの更なる拡充が有用である。リストの拡充にあたっては、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ改訂した2023年度公表のガイドライン付属書1別表を型に、資金用途の例示を定期的に更新し、市場、政策、技術等の動向を継続的に反映する「型に基づいた発展」が求められる。こうした背景を踏まえ、WGを引き続き設置し、付属書1別表の拡充の考え方の検討及び同表の充実化を行う。

2. 議題

- ・ 国際原則や国内計画等との整合を図るための継続的な改訂について
- ・ 資金需要の顕在化、質の担保に向けた記載の拡充について

3. 組織

- ・ WGは、検討事項に関連する学識者・実務経験者等のうちから、環境省大臣官房環境経済課が参画を依頼する者をもって構成する。
- ・ WGに座長を置く。座長は事務局が委員から指名する。
- ・ 座長はWGの議事運営に当たる。
- ・ 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。
- ・ WGには、委員の代理者の出席を認める。
- ・ WGにはオブザーバーとして関係省庁の出席を認める。
- ・ 事務局は、環境省大臣官房環境経済課及び環境省の委託先であるみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社により組織する。

4. 公開等

- ・ 会議は非公開とする。
- ・ 会議の資料及び議事要旨については、会議の終了後、環境省ホームページにて公表する。
開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。

5. 庶務

- ・ 検討会の庶務は、事務局において行う。